二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額

イ　二以下　十六万三千六百円

ロ　二・五以上三・五以下　八万千八百円

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和四年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

〇厚生労働省令第六十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十三条第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（エックス線装置の防護） **第三十条**　エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。 一　エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐（すい）以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしやへいすること。 イ・ロ　（略） ハ　定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下 ニ　定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあつては、装置表面において、〇・〇五ミリグレイ毎時以下 ホ　イからニまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下 へ　（略） 二　（略） 2　（略） 3　撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。）は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法（CTエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除く。）を講じたものでなければならない。 一・二　（略）	（エックス線装置の防護） **第三十条**　エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。 一　エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐（すい）以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしやへいすること。 イ・ロ　（略） ハ　定格管電圧が百二十五キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下 （新設） ニ　イからハまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下 ホ　（略） 二　（略） 2　（略） 3　撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。）は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法（CTエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除く。）を講じたものでなければならない。 一・二　（略）